

## パブリックコメントの結果（高齢者介護課）

実施期間：令和5年12月25日（月）～令和6年1月24日（水）

周知方法：市報及びホームページにてパブリックコメントの実施を周知した。

公表方法：市ホームページに掲載及び窓口（高齢者介護課、吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課）にて閲覧により、計画を公表した。

受付方法：窓口（高齢者介護課、吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課）で文書で提出、高齢者介護課へ郵送またはFAXもしくは電子メールで提出、何でも投書箱への投函により、意見の提出を受け付けた。

受付結果：4件（うち団体：4件）

### 第9期高齢者福祉計画等 パブリックコメント意見と回答

No.	意見	回答
1	<p>第4章 第2節 2 地域包括ケアシステムの推進のための重点取組（2）認知症施策の推進 ④－2若年性認知症の人への支援</p> <p>【脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった方について記して下さい。】</p>	<p>高次脳機能障害がある若年性認知症の方を含めての「若年性認知症」と記載をしております。計画（案）のとおりとさせていただきます。</p>
2	<p>第4章 第2節 2 地域包括ケアシステムの推進のための重点取組（1）在宅医療・介護連携の推進 第6章 第3節 3 包括的支援事業（社会保障充実分） （1）在宅医療・介護連携推進事業</p> <p>【医療と介護の連携だけでなく、障害福祉との連携についても計画に記し、さらに、若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方が、障害福祉サービスにもつながるようなケアパスの整備についても計画に記して下さい。】</p>	<p>障害福祉との連携については、第6章 第3節 3 包括的支援事業（社会保障充実分）（3）認知症総合支援事業に、「また、第2号被保険者に該当する若年性認知症を含め、高次脳機能障害については、障害福祉分野と連携しながら、相談支援体制を整備していきます。」と記載をしております。計画（案）のとおりとさせていただきます。</p> <p>ケアパスの整備については、第6章 第3節 3 包括的支援事業（社会保障充実分）（3）認知症総合支援事業へ追記しました。</p>

<p>3</p>	<p>第6章 第3節 2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）（1）総合相談支援事業</p> <p>【若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となり、介護保険サービスの利用が優先される第2号被保険者の方への支援で、地域包括支援センターが、福祉分野と連携して、相談支援ができる体制を整備していくことを計画に記して下さい】</p>	<p>「高齢者」を「高齢者等」と表記を修正。 第2号被保険者の方も含めた考えで高齢者と表記していましたが、明らかになるよう、訂正。 第6章 第3節 2（1）にあるように、「適切なサービスや関係機関及び制度の利用につなげるよう支援を行っています。」と記載しており、地域包括支援センターでは、制度の枠にとらわれず、障がい福祉分野等の他分野とも連携を取りながら支援を進めております。計画（案）のとおりとさせていただきます。</p>
<p>4</p>	<p>第6章 第1節 4 サービス利用の推進（1）介護給付の適正化 ①認定調査の適正化</p> <p>【要介護認定が適正に実施されるよう、若年性認知症や高次脳機能障害の特性を理解したうえで対応ができるよう、研修などご配慮ください】</p>	<p>調査員の質の向上、指導・育成の機会等について、ちちぶ圏域ケア推進会議を含め、県の指導も仰ぎながら公平・公正な認定ができるよう努めてまいります。</p>